

平成30年度から

介護保険料が変わります

介護保険料の内訳

65歳以上の方(第1号被保険者)の
保険料算定のおおまかな流れ

介護保険料の算定は次のように行われます。

介護(予防)に必要な
総費用額の見込み = 必要な費用の
総額【図-1】



費用負担の内訳【図-2】
(65歳以上の方が負担する金額)

- ・介護保険標準給付費
- ・地域支援事業費(介護予防目的)



第1号被保険者の人口推計【図-3】
(65歳以上の方の人口)



費用総額の23%
(30~32年度の3年分) = 年間の
基準額 (第5段階)
65歳以上の高齢者人口
(30~32年度の3年分)



以上の計算をもとに平成30年度からの
介護保険料の基準額を試算しました。

6,040円(月額) ※改正前5,610円

【介護保険料改正の主なポイント】

- 1 第1号被保険者負担率が上がります
- 2 介護保険利用者が増えています
- 3 介護報酬が改定されます
- 4 介護保険利用時の負担割合が1割負担から、一定以上所得者において割~3割負担となります。
- 5 低所得者の公費軽減があります

第1号被保険者の合計
16,304人

【図-1】 介護に必要な費用総額の見込み

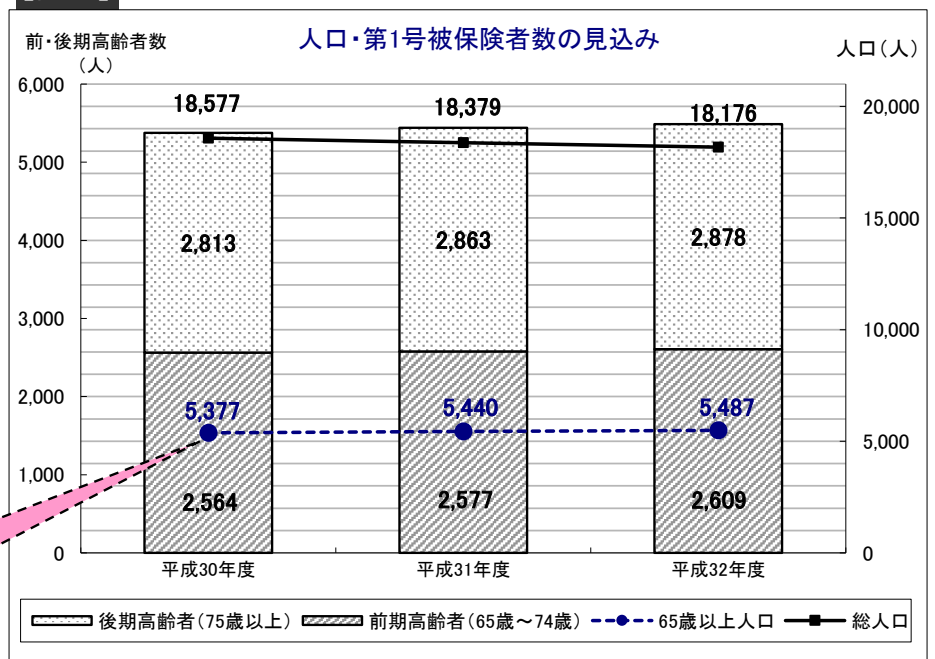
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	3か年合計
居宅サービス費用	9億1,154万円	9億3,843万円	9億8,065万円	28億3,062万円
施設サービス費用	6億8,906万円	6億9,762万円	7億812万円	20億9,480万円
高額介護サービス費等	1億1,001万円	1億2,527万円	1億4,110万円	3億7,638万円
標準給付費計①	17億1,061万円	17億6,132万円	18億2,987万円	53億180万円
地域支援事業費②	7,995万円	8,228万円	8,469万円	2億4,692万円
合計(①+②)	17億9,056万円	18億4,360万円	19億1,456万円	55億4,872万円

【図-2】 介護保険制度費用負担構造(平成30~32年度見込み)

収入	支出
第1号保険料(23%) (65歳以上)	居宅サービス ●訪問介護、訪問看護等
第2号保険料(27%) (40歳以上~64歳未満)	施設サービス ●介護老人福祉施設 ●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施設
国(負担金) (居宅20%、施設15%)	その他高額介護サービス費等
国(調整交付金 5%)	利用者負担(利用額の1~3割)
都道府県 (居宅12.5%、施設17.5%)	地域支援事業費(介護予防目的)
市町村(12.5%)	

介護給付に必要な費用総額(7~9割)

【図-3】 第7期介護保険事業計画期間における人口・第1号被保険者の見込み



第7期介護保険事業計画(平成30年度から平成32年度)における保険料〔第6期計画(平成27年度から平成29年度)と比較〕

第6期計画期間(平成27年度から平成29年度) <12段階>

	非課税層				課税層							
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
課税の状況	世帯全員が町民税非課税				本人が町民税非課税で世帯員が町民税課税				本人が町民税課税			
保険料段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額+課税年金 収入額が80万円以下	合計所得金額 +課税年金収入 額が80万円 超120万円以下	合計所得金額 +課税年金収入 額が120万円 超	合計所得金額 +課税年金収入 額が80万円 以下	合計所得金額 +課税年金収入 額が80万円 超	合計所得金額 が120万円未満	合計所得金額 が120万円以上 190万円未満	合計所得金額 が190万円以上 290万円未満	合計所得金額 が290万円以上 500万円未満	合計所得金額 が500万円以上 700万円未満	合計所得金額 が700万円以上 1,000万円未満	合計所得金額 が1,000万円以上
基準額に 対する割合	0.50 ※2 H27~H28 (0.45) ※2 H29 (0.30)	0.65 ※3 H29 (0.50)	0.75 ※3 H29 (0.70)	0.90	1.00	1.20	1.30	1.50	1.70	1.85	1.95	2.15
保険料月額	2,805円 ※2 H27~H28 (2,525円) ※2 H29 (1,683円)	3,647円 ※3 H29 (2,805円)	4,208円 ※3 H29 (3,927円)	5,049円	5,610円	6,732円	7,293円	8,415円	9,537円	10,379円	10,940円	12,062円
保険料年額	33,600円 ※2 H27~H28 (30,300円) ※2 H29 (20,200円)	43,700円 ※3 H29 (33,660円)	50,400円 ※3 H29 (47,130円)	60,500円	67,300円	80,700円	87,500円	100,900円	114,400円	124,500円	131,200円	144,700円

(基準額の段階)



第7期計画期間(平成30年度から平成32年度) <12段階>

	非課税層				課税層							
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
課税の状況	世帯全員が町民税非課税				本人が町民税非課税で世帯員が町民税課税				本人が町民税課税			
保険料段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額+課税年金 収入額が80万円以下	合計所得金額 +課税年金収入 額が80万円 超120万円以下	合計所得金額 +課税年金収入 額が120万円 超	合計所得金額 +課税年金収入 額が80万円 以下	合計所得金額 +課税年金収入 額が80万円 超	合計所得金額 が120万円未満	合計所得金額 が120万円以上 200万円未満	合計所得金額 が200万円以上 300万円未満	合計所得金額 が300万円以上 500万円未満	合計所得金額 が500万円以上 700万円未満	合計所得金額 が700万円以上 1,000万円未満	合計所得金額 が1,000万円以上
基準額に 対する割合	0.50 ※1 H30~H32 (0.45)	0.65	0.75	0.90	1.00	1.20	1.30	1.50	1.70	1.85	1.95	2.15
保険料月額	3,020円 ※1 H30~H32 (2,718円)	3,926円	4,530円	5,436円	6,040円	7,248円	7,852円	9,060円	10,268円	11,174円	11,778円	12,986円
保険料年額	36,200円 ※1 H30~H32 (32,600円)	47,100円	54,300円	65,200円	72,400円	86,900円	94,200円	108,700円	123,200円	134,000円	141,300円	155,800円

(基準額の段階)

※1 算定された保険料基準月額及び基準額に対する各所得段階の保険料月額は、1円未満の端数は切り上げる。算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数は切り捨てる。

※2 第1段階における割合と保険料額は、上段は本来の割合と保険料額、下段()内は平成30~32年度に実施予定の保険料公費軽減制度による軽減後の数値ですが、国の予算編成において変更される場合があります。